二　団体監理型技能実習生等からの苦情の適切な処理

監理団体は、主務大臣の機関、外国人技能実習機構、他の監理団体その他関係者と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型技能実習生等からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

三　監理事業に係る適正な許可の取得

団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）に紹介するため団体監理型技能実習生等を探索した上当該団体監理型技能実習生等に就職するよう勧奨し、これに応じて求職の申込みをした者をあっせんするいわゆるスカウト行為を事業として行う場合は、監理事業に含まれるものであり、当該事業を行うためには、監理団体の許可を取得する必要があること。また、いわゆるアウトプレースメント業のうち、教育訓練、相談、助言等のみならず、技能実習に係る職業紹介を行う事業は監理事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、監理団体の許可を取得する必要があること。

第四　法第四十三条に関する事項（団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い）

一　個人情報の収集、保管及び使用

㈠　監理団体は、その業務の目的の範囲内で団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報（一及び二において単に「個人情報」という。）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでないこと。

イ　人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

ロ　思想及び信条

ハ　労働組合への加入状況

㈡　監理団体は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないこと。

㈢　個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合はこの限りでないこと。

二　個人情報の適正な管理

㈠　監理団体は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次の事項に係る措置を講ずるとともに、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないこと。

イ　個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置

ロ　個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置

ハ　正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置

ニ　収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置

㈡　監理団体が、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、特に厳重な管理を行わなければならないこと。

㈢　監理団体は、次に掲げる事項を含む個人情報の適正管理に関する規程を作成し、これを遵守しなければならないこと。

イ　個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項

ロ　個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項

ハ　本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項

ニ　個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項

㈣　監理団体は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

三　個人情報の保護に関する法律の遵守等

一及び二に定めるもののほか、監理団体は、個人情報の保護に関する法律第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者」という。）に該当する場合には、同法第四章第一節に規定する義務を遵守しなければならないこと。また、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めること。

○法務省・厚生労働省告示第三号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第十二条第一項、第十八条第一項（同法第十九条第三項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二条第七項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項（同法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十九条第四項（同法第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人技能実習機構に、次に掲げる事務の全部を行わせることとしたので、同法第十二条第七項、第十八条第四項（同法第十九条第三項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二条第七項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条第七項（同法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十九条第五項（同法第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十九年四月七日

法務大臣　金田　勝年

厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項に規定する認定事務

二　法第十八条第一項（法第十九条第三項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二条第七項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する届出、報告書、監査報告書又は事業報告書の受理に係る事務

三　法第二十四条第一項（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事実関係の調査

四　法第二十九条第四項（法第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において準用する場合を含む。）に規定する許可証の交付又は再交付に係る事務

○厚生労働省告示第百七十三号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年法務省・厚生労働省令第一号）の施行に伴い、技能士章規程等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年十一月一日から適用する。

平成二十九年四月七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久